

< 在学採用（二次募集） >

日本学生支援機構貸与・給付奨学金（授業料減免）併用の申込手続きについて

日本学生支援機構貸与・給付奨学金（授業料減免）両方とも申込を希望される方は、下記の手続きを確認し、「貸与奨学金案内」・「給付奨学金案内」の該当ページと併せて、よく読むようにしてください。

日本学生支援機構奨学金【貸与】の制度について

- 1. 日本学生支援機構貸与奨学金とは：「貸与奨学金案内」 P.5**
- 2. 募集時期について：「貸与奨学金案内」 P.8**
※春採用は 4 月、秋採用については 9 月～10 月頃を予定しています。
- 3. 貸与奨学金の種類について：「貸与奨学金案内」 P.6～7**
※第一種奨学金…利子なし、第二種奨学金…利子あり
- 4. 貸与奨学金の申込資格について：「貸与奨学金案内」 P.9**
※2022 年度に留年している方は原則、申込不可。（その他詳細は P.9 参照）
- 5. 貸与奨学金の月額について：「貸与奨学金案内」 P.6～7**
※第一種・第二種、自宅通学・自宅外通学、入学年度によって金額が異なります。
詳細については、「貸与奨学金案内」 P.6～7 を参照。
- 6. 採用となるための基準（学力基準）について：「貸与奨学金案内」 P.10（1）**
※貸与奨学金案内 P.10（1）の学力基準を参照すること。
 - （1）「第一種奨学金のみ」または「併用貸与」を希望する場合の学力基準
 - 1 年生：評定平均が 3.5 以上であること
 - 2 年生以上：通算 GPA 値が本人の属する各学年学科の上位 1/3 以内であること
 - （2）学力基準（評定平均値・通算 GPA 値）を満たさない者について
：「第一種奨学金のみ」または「併用貸与」を希望する方で、「貸与奨学金案内」 P10（1）学力基準の表②に該当する場合は、学力基準（評定平均値・通算 GPA 値）を満たしてなくても第一種または併用貸与に採用されることがあります。ご両親の収入状況を確認し、応募するようにしてください。
 - （3）「第二種奨学金のみ」希望する場合の学力基準
 - 1 年生：学年平均水準以上
 - 2 年生以上：前年度までの取得単位数が標準取得単位数を満たしていること
※ 標準取得単位数とは、卒業に必要な単位数を最短修業学期数（8）で割った値に、前学期終了時点での在籍学期数（休学した学期は除く。）を乗じた数です。

7. 採用となるための基準（家計基準）について：「貸与奨学金案内」 P.11

※家計基準について、収入・所得金額の目安が気になる場合は、「貸与奨学金案内」 P.11 の【年収・所得の上限額の目安】の表を参考にしてください。

8. 貸与始期と貸与終期について：「貸与奨学金案内」 P.8

※貸与始期とは：貸与が始まる時期（実際に振込が始まる時期ではない）。

実際の振込開始は、提出期限までに不備なく提出した場合、最短で 12 月予定。

（例）貸与始期が 10 月で 12 月採用者 → 12 月に 10～12 月分の奨学金が振り込まれる。

※貸与終期とは：貸与が終了する時期。途中休学や停止がない場合は卒業予定期

9. 貸与奨学金の交付について：「貸与奨学金案内」 P.14

※指定できる振込口座は、本人名義の口座のみです。

10. 利率について（第二種奨学金のみ）：「貸与奨学金案内」 P.16～17

11. 返還方式について（第一種奨学金のみ）：「貸与奨学金案内」 P.18～19

12. 保証制度について：「貸与奨学金案内」 P.22～26

日本学生支援機構奨学金【給付】（授業料減免）の制度について

1. 日本学生支援機構給付奨学金とは：「給付奨学金案内」 P.2

2. 募集時期について：「給付奨学金案内」 P.5

※春採用は 4 月、秋採用については 9 月～10 月頃に実施しています。

3. 支給対象者の要件（学業成績等に係る基準）について：「給付奨学金案内」 P.8・22

※「給付奨学金案内」 P.8（2）学業成績等に係る基準、P.22【適格認定における学業成績の基準】を参照すること。

4. 支給対象者の要件（家計基準）について：「給付奨学金案内」 P.9～12

※家計基準は以下の収入基準・資産基準のいずれにも該当する必要があります。

<①収入基準>

本人と生計維持者（父母）の収入状況によって、第Ⅰ区分～第Ⅲ区分に分類され、区分によって給付奨学金の月額や授業料減免額が異なる。

（「給付奨学金案内」 P.9（3）②、支給金額は P.14 を参照）

収入基準の目安については、「給付奨学金案内」 P.9（3）①の表を参照するか、P.9 中段の「進学資金シミュレーター」にアクセスして、おおよその目安を確認すること。

<②資産基準>

学生本人と生計維持者（父母）の資産額の合計が基準額未満であること

（基準額については、「給付奨学金案内」 P.11 を参照）

5. 支給対象者の要件（その他の要件）について：「給付奨学金案内」 P.6～7

※大学等への入学時期等に関する要件…2 回までの浪人は可
(その他の要件の詳細については、「給付奨学金案内」 P.6～7 を参照)

6. 支給期間と支給金額について：「給付奨学金案内」 P.14

※支給期間…採用後、正規の卒業時期まで

※支給金額…生計維持者（父母）の収入基準で決定する支援区分と通学形態によって異なる。
「給付奨学金案内」 P.14 上段の表「大学・私立」の金額を参照。

※自宅外通学を選択した場合は、採用後に証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要となる。

※自宅外通学者は、自宅外証明書の審査が完了するまでは「自宅月額」が振り込まれ、審査完了後、自宅外通学となった月に遡及して自宅外月額に増額になる。審査完了後（書類提出の2～3ヶ月後）に自宅月額と自宅外月額の差額分がまとめて振り込まれる予定。

7. 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額の制限について：「給付奨学金案内」 P.15

※給付奨学金対象者…給付奨学金の支給を受けている期間中は第一種奨学金の貸与月額が「給付奨学金案内」P.15 の表のとおり自動的に減額される。(大学・私立の金額を参照すること。)

8. 支給方法について：「給付奨学金案内」 P.16

※指定できる振込口座は、本人名義の口座のみです。

9. 授業料等減免について

給付奨学金に採用になった方は、第Ⅰ区分対象の方で年間 70 万円の授業料等減免を同時に受けることができます。第Ⅱ・第Ⅲ区分対象の方は 70 万円の 2/3・1/3 の金額となります。

※今回申請された方は、2022 年度春学期分の授業料減免は対象外です。

10. 2022 年度秋学期分の学納金および授業料減免について

修学支援新制度を申請される方は、延納願を提出したものとみなし、学納金の支払期限を一律、1/23（月）まで延長いたします。

・学納金は一旦、全額納入していただきます。後日、支援区分が確定しましたら、区分に応じた減免額を振込みにて還付します。

※納入にはすでに発行された納入用紙を使用しますので、破棄しないようご注意ください。

提出書類について：下記＜提出書類一覧＞①～⑫を参照

●貸与・給付奨学金 共通

①【全員提出】奨学生情報記入シート

②【全員提出】スカラネット入力下書き用紙

※ 注意事項および「スカラネット入力下書き用紙（記入見本）」を参照し、記入してください。

③【全員提出】あなたの連絡先

※本通知の最後に掲載しております「あなたの連絡先」を記入のうえ、必ず同封してください。

※こちらに記入された住所へ、今後手続きに必要な ID・パスワードを送付しますので、確実に郵便物が受け取れる住所を記入してください。

④【新入生のみ全員】出身高校の調査書（評定平均値記載のもの）

●給付奨学金

⑤【全員提出】給付奨学金確認書

※必ず A4 判の用紙 1 枚の表裏に両面印刷してください。

※「マイナンバー提出書に記載の申込 ID」欄は、空欄のまま提出してください。

※必要事項を黒ボールペンで記入してください。（消えるボールペンは使用できません。）

⑥【全員提出】授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

※必ず A4 判の用紙 1 枚の裏表に両面印刷してください。

※「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（記入見本）」を参照し、黒ボールペンで記入してください。（消えるボールペンは使用できません。）

⑦【該当者のみ】在留資格及び在留期間が明記されている証明書

※外国籍の方は、給付奨学金案内 P.13 の表を参照し、書類を提出すること

⑧【該当者のみ】18 歳となるまでに児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類

※該当者は、給付奨学金案内 P.18 の表で必要書類を確認すること

● 貸与奨学金

⑨【全員提出】 確認書兼個人情報取り扱いに関する同意書

※必ず A4 判の用紙 1 枚の表裏に両面印刷してください。

※必要事項を黒ボールペンで記入してください。(消えるボールペンは使用できません。)

⑩【全員提出】 収入に関する証明書類チェックシート

⑪【該当者のみ】 収入に関する証明書類

※上記、⑩のチェックシートで一つでも「はい」にチェックが入った方は、チェックシート記載の必要書類を提出してください。

※チェックシートが全て「いいえ」の方は生計維持者（父母）の収入書類の提出は不要です。

⑫【該当者のみ】 特別控除に関する書類

※下表を参照して該当する事情がある場合は、自己申告により該当する証明書類を提出することで、所得認定に際して特別控除を受けることができます。

※該当項目が複数ある場合は該当の証明書類すべてを提出してください。

※出願時に証明書類の提出がない場合は、特別控除の対象とはなりません。

| 家庭事情 | 状況 | 提出書類 | 発行所 |
|-----------------------|---|--|--------|
| 長期療養中の方 がいます | 同居（同一生計も可）の家族に6ヵ月以上入院・自宅療養または今後6ヵ月以上療養が必要な方がいます。 | 医療費および薬代の直近3ヵ月分の領収書※1 (コピー可) | 病院・薬局他 |
| 障がいのある方 がいます | 同居（同一生計も可）の家族に障がいのある方がいます。 | 「障害者手帳」 (コピーのみ) | 市区町村役場 |
| 介護が必要な方 がいます | 同居（同一生計も可）の家族に常に就床を要し、複雑な介護を必要とする方がいます。(控除の対象となる目安は要介護度3以上) | 「介護保険被保険者証」 「認定通知書」他 (コピーのみ) | 市区町村役場 |
| 単身赴任中の方 がいます | 家計を支えている方が単身赴任をしている。 | 赴任先の ・住居費 ・電気代 ・ガス代 ・水道代 直近3ヵ月分の領収書 住居費の補助があれば それがわかるもの※2 (コピー可) | — |
| 火災・風水害・地震等の被害 に遭った | 出願から1年以内に火災・風水害・地震等の被害に遭った | 「罹災証明書」※1 (コピー可) | 市区町村役場 |

※1 医療費の支出・災害等の被害に対し、保険・損害賠償等による補てんを受けている場合は、その金額がわかるものを添付してください。

※2 住居費等に会社の補助があればその分を除きます。駐車場代は対象となりません。

応募から採用決定までの流れについて

- (1) 奨学金の申請に必要な書類を揃えて、下記のとおり提出してください。

<提出方法>

新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、郵送での提出を推奨します。

郵送での提出の際、書類の不備、不足等があった場合は、メールまたは電話により学生部からご連絡します。やむを得ず窓口にて申請する場合は末尾記載の窓口時間を厳守の上ご提出ください。

| | |
|---|--|
| 1～2年生および国際学部（1～4年生）：横浜学生課 〒244-8539 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 1518 明治学院大学 学生部 横浜学生課 奨学金担当 | 3～4年生（国際学部生以外）：白金学生課 〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37 明治学院大学 学生部 学生課 奨学金担当 |
|---|--|

○郵送の際には特定記録やレターパックなど、記録が残る形式で送付ください。

○封筒の表面に朱書きで「日本学生支援機構 在学採用」とお書きください。

<提出期限>

9月20日（火）～10月7日（金）まで（※10/7消印有効）

※提出期限については、原則として10月7日（金）ですが、

事情により提出できない場合については、10月28日（金）まで申請可としますので、事前に所属校舎の学生課までご相談ください。

- (2) 提出書類のチェックが完了後、書類不備等がなかった場合は、スカラネット入力用のユーザ ID・パスワード、マイナンバー提出書のセット、および大学チェック済のスカラネット入力下書き用紙をご自宅に郵送します。※不備があった方にはご連絡し、不備解消後、郵送します。

- (3) パソコンまたはスマートフォンからスカラネット入力をする。

※上記（2）で大学から送付されたスカラネット入力用のユーザ ID・パスワードを使用してログインし、マイナンバー提出書に記載された申込 ID・パスワード、スカラネット入力下書き用紙の内容を入力します。入力後に表示される受付番号をスカラネット入力下書き用紙・マイナンバー提出書の所定欄に記入してください。

※スカラネットでキャンパスの郵便番号を入力する際は、所在地の郵便番号（横浜：「244-0816」、白金：「108-0071」）を入力してください。事業所の郵便番号（横浜：「244-8539」、白金：「108-8636」）を入力するとエラーとなります。

【入力期限：10月14日（金）】

- (4) スカラネット入力後に表示された受付番号を記入したマイナンバー提出書と番号確認書類・身元確認書類を専用封筒に入れて、簡易書留で日本学生支援機構に郵送（提出）する。

※郵送（提出）先は大学ではありません。

【提出期限：10月21日（金）】

(5)【該当者のみ】学修計画書を提出する。

1年生は高校の評定平均値の基準を満たしていない場合、2~4年生は通算 GPA 値の基準を満たしていないが、標準取得単位数の基準は満たしている場合に、学修計画書の提出が必要となります。

※提出対象者には、11月下旬~12月下旬頃に学生部より連絡します。

(6)採用候補者が発表され、初回の奨学金が支給される。【12月上旬頃】

(7)採用候補者となった場合は、学生部から採用関係書類を受け取る。【12月下旬頃】

※詳細は、12月上旬にポートへボンで周知予定

(8)「返還誓約書」(貸与奨学金のみ)等の提出書類を学生部に提出する。【提出期限：1月下旬頃】

◎提出・入力期限は厳守してください。一部書類が揃わない場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。

【問い合わせ先】

1~2年生および国際学部1~4年生：明治学院大学 横浜学生課

TEL：045-863-2029

メール：gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp

窓口時間：平日9:30~11:45、12:30~16:30 土曜9:30~12:00

3~4年生(国際学部生以外)：明治学院大学 白金学生課

TEL：03-5421-5157

メール：gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp

窓口時間：平日9:30~11:45、12:30~16:00 土曜9:30~11:45

■郵送する際は下の「送付先」の部分を取り取って使用すると便利です。

※特定記録・レターパックなど送付した記録が残る方法によることとし、下の「あなたの連絡先」を必ず記入し同封してください。

<送付先>

※1~2年生および国際学部1~4生

<あなたの連絡先>

※住所はID・パスワードの送付先を記入すること

キリトリせん

〒244-8539

神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 1518

明治学院大学 学生部横浜学生課
奨学金担当 御中

キ
リ
ト
リ
セ
ン

〒

住所

氏名

様

キリトリせん

〒108-8636

東京都港区白金台 1-2-37

明治学院大学 学生部学生課
奨学金担当 御中

キ
リ
ト
リ
セ
ン

〒

住所

氏名

様